

諮問文

北高第38号

制服等に関する検討委員会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

高い志とグローバルな視野を持って学ぶ岐阜北高生が、自覚と誇りを持って着ることができる制服及び服装規定の在り方について

令和3年4月22日

岐阜県立岐阜北高等学校長 鈴木 健

I 諮問理由

1 校則や制服の意義について

岐阜北高校では約 1,080 名の生徒が日々集団生活を送っている。制服を含めた校則は、同じ目標を持って集う生徒一人一人が、安全安心で快適な学習環境を享受するために、また、互いを尊重し高め合うために、共通理解のもとに成立するルールである。またそれらは、正当な教育目的のために定められ、社会通念に照らしても合理的である必要がある。

特に制服やドレスコード（服装規定）は、その集団に帰属している証となるため、その集団と目標や目的を共有していることを一人一人が自覚し、自尊心や規律意識、誇りと品性を持って着用することに意味がある。同時に、快適な学習環境を提供するために、健康面や衛生面での機能性、さらには個人の信条やプライバシーなどの多様性にも配慮される必要がある。

このような趣旨から、高い志とグローバルな視野を持って学ぼうとする岐阜北高生が、安全安心で快適な学習環境のもとで、生徒と教員が互いに敬意を払い、誇りと品性を持って着用する制服及びドレスコード（服装規定）について、意見を求めたい。

2 これまでの経緯と「制服について考える週間」の設定

これまで岐阜北高校では、時代やファッションの変遷、生徒の主体性を尊重する観点から、生徒会が中心となって、タイツや靴下の色について校則の見直しが行われてきた。

今年度は例年と大きく異なり、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症対策として、夏の冷房や冬の暖房が必要な時期においても常時教室の換気が行われた。その結果、既定の制服や服装規定では暑さ寒さへの対応が難しい状況や、ウイルス除去のため頻繁な洗濯が必要など、健康面や衛生面での対応が課題となった。また、近年は、ジェンダーなど少数者への配慮が重要な教育課題となっている。

そういう状況下において、昨年度末、生徒会執行部が中心となり、生徒議会で協議を経て、学校に対して「制服について考える週間」を設定したいとの提案があった。これは、「TPO をわきまえた服装を自ら選択し登校できるようにし、この期間を通じて、北高生として相応しいと思う服装、あるいは快適で合理的な服装とはどのようなものかを考え、どのような服装規定が必要かを検討する契機とする」ことを目的とするものであった。その趣旨に学校も賛同し、PTA や同窓会、地元自治会などのご理解のもと、2月15日（月）から2月26日（金）の2週間にわたり、私服での登校も認める試行期間を設定した。

3 「制服について考える週間」期間中の生徒の様子

生徒会が企画し学校が許可をした「制服を考える週間」期間中は、約 1/4 の生徒が常時制服、多くの生徒が制服と私服、部活動のジャージ等を併用して着用していた。授業規律

に支障が出るような派手な服装はなく、もし服装が自由化されたとしても、北高生の常識を信頼することができ、学校生活への支障は少ないと感じられる状況であった。

一方で、本校の制服の着崩しや、中学校など他校の制服の着用、男子生徒がふざけて女子の制服を着るなど、当該関係者に迷惑や不快感を与える不適切な服装をした者も一部であり、アンケートでは多数の教員、生徒から不適切との指摘がなされた。

4 「制服を考える週間」後のアンケートの結果

実施後のアンケートでは、試行したこと自体について、生徒、教員、保護者ともに概ね好意的な評価であった。同窓会も含めて外部からも直接的な批判の声はなかった。

試行期間中の生徒の行動については、保護者からは、「衛生面や防寒面で適した服装を選択できた」、「寄り道や帰宅が遅くなることはなかった」等、多くの保護者は特に問題はなかったと回答し、教員からも授業規律や授業への集中力が落ちたとの意見は少なく、おおむね好意的な回答であった。

試行をした結果、制服と私服のそれぞれの評価については、生徒、教員、保護者ともに、制服では、「品性」、「経済性」、「安全性」、「学習への影響」での評価点が高く、私服では、「快適性」、「利便性」、「多様性」、「自立性」での評価点が高かった。

試行期間が雪が降る冬季であり、生徒は体温調節を考えながら服装を選べたことから、生徒の回答では、「他の時期（夏など）にも試行期間を設ける」520人(85%)、「服装を自由化（制服か私服かを選択できる）」411人(67%)等の意見が高い割合となった。

一方で、制服の廃止(私服化)を求める声は少なく、生徒では8人(1%)、保護者では0人(0%)であった。北高の制服に対する愛着や誇りは大きいと思われ、特に保護者では、「現状の制服と服装規定のまま」99人(22%)と「現行の制服を維持しつつ、機能面や衛生面、子どもの人権等に配慮して、選択肢を広げる」256人(58%)を合計すると8割を超え、自由化(選択性)を求める声は少なかった。

生徒や保護者が望む選択肢を広げる改善点としては、自転車通学や冬場でも女子の制服がスカートに限られていること、セーターやカーディガン等に色の規制があること、部活動のユニフォームやジャージで登下校ができないこと等が挙げられている。これらは検討の対象になりうると思われる。

なお、保護者が自由化(選択制)で懸念するのは、「私服の購入など経済的な負担増」302名(69%)、「校内への侵入者や不審者の把握や対応能力の低下など安全面の不安」250名(57%)、「化粧や装飾品など権利の主張の拡大」247名(56%)、「学校や地域の目が届きにくくなり、登下校時の事故や事件に巻き込まれた場合の対応の遅れ」240名(55%)などが挙げられる。

これらに関しては、教員へのアンケートでも、自由化(選択制)により「校内への侵入者や不審者の発見や対応の遅れなど、校内での生徒の安全安心を守る機能が低下する懸念がある。」に対し、教員の82%が、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答

し、「校外で北高生であることが分からないことから、登下校時の生徒の事故や事件に関わる学校の関与が低下し、生徒の自己責任や保護者の管理監督責任が大きくなる。」について75%が「そう思う」あるいは「どちらかというと思う」と回答をしている現状がある。万が一、自由化(選択制)にする場合は、生徒または保護者は、学校の安全安心面での機能低下を理解した上で、受け入れる覚悟が必要である。

なお、制服の見直しの方法については、「生徒と教員とが対話をしつつ検討すべき」との回答が教員の75%、保護者の64%を占め、その方法が最も望ましい方向性だと考える。

5 他県や他国の状況 (参考: ウィキペディア等)

もともと制服だった都立高校で1970年代、自由主義の流れの中で生徒たちの手によって制服廃止が広がった。自由に服装を選択できることにより生ずる責任、自己規制に対し、むしろ積極的な教育意義を見だし、自主性のある生活態度の資質を養うことができるとの考えにより、多くの都立高校が私服化に踏み切った。しかし、近年では再び制服の導入が進み、現在は制服なしの高校は10校、標準服はあるが私服可の高校は9校にまで減っている。

他国では、アメリカやカナダなどを除き、多くの国で制服を着用するのが一般的である。英国の子供学校家族局(日本の文部科学省に相当)は、学校が制服を制定することを強く推奨している。その理由として、制服は自尊心の形成や、良い行動・規律意識・帰属意識等の醸成に役立ち、また、民族や人種、社会的背景にかかわらず学校に受け入れられることを生徒に保証し、特定の装いをしなければならないという社会的圧力から生徒を守り、学校内の生徒集団間に共同体意識やより良い関係をもたらすとしている。学校制服はどちらの性別にも公平であること、適切に安価であること、宗教の自由性を保つこと(シーク教徒にターバン着用を認めるなど)が求められている。

アメリカでは私服が一般的であるが、ほとんどすべての学校が何かしらドレスコードを制定している。生徒の服飾について、どの色や種類の服を着用できるか、どの種の服飾アクセサリーが許されるかなどの規制が存在する。

1996年にクリントン大統領が一般教書演説で「10代にして高価なジャケットを奪い合って殺し合う悲しい事件がなくなるように」と制服導入の必要性を大きく打ち出したことで、都市部の学校の41%が制服を導入した。生徒の安全安心や経済格差への対策として制服を採用する高校は年々増えている。制服採用はブランド化している私立の名門校と、治安が悪く経済格差の大きい低所得者地域の公立校に多い。

6 ドレスコードという考え方

制服は、生徒にとって冠婚葬祭にも着ることができフォーマルな衣装である。もともと、ドレスコード(服装規定)の考え方は、その場の雰囲気や乱さない配慮やマナーであり、大人としての一般常識でもある。授業における「起立、礼」や挨拶のようにお互いが

相手に対して敬意を表す意味がある。検討にあたっては、学校や教員は「規則だから」ではなく、生徒は「自由と権利の主張」だけではなく、どのような着こなしや立ち居振る舞いが北高生にふさわしいかを柱に考えて欲しい。なお、個性や多様性の尊重は重要であるが、それは個人の人格の尊厳、信条や価値観等を尊重することであり、親の経済力に頼る衣装によって表現したり競ったりするものではないことを理解した上で議論に入っていたいただきたい。

II 検討内容

1 規則（校則）としての制服

- ・標準服

学校が標準服を定めて公示し、生徒保護者はそれを理解した上で学校を選択し、校則を守ることを宣誓した上で入学が許可されるもの

2 ドレスコード（服装規定）及びマナーとしての着こなし

北高生としての品性を保つにふさわしい身なりや着こなしとして、各季節や場面において、学校と生徒、保護者の合意に基づき、共有すべき服装のマナー

- ・制服の着こなし（リボンの緩み、スカートのひざ丈、ボタン、シャツ出し…）
- ・制服以外の衣類について（靴、靴下、タイツ、カーディガン、マフラー等）

- ・通常の授業、校内での制服の着こなし

- ・体育の授業、実験実習、文化祭や体育祭、遠足や修学旅行、部活動など、それぞれの教育目的や活動内容にふさわしい服装

- ・登下校時の服装

3 多様性や特殊な状況への柔軟な対応

- ・ジェンダーやイスラム教徒のヒジャブなど、少数者への配慮
- ・熱中症への対応、降雪や路面凍結のある厳寒期の対応
- ・緊急事態宣言時など、換気や衣類の洗濯、消毒等、感染症防策が最優先される場合

4 その他 生徒や保護者の意見も反映させながら見直しできるしくみ

- ・生徒議会、生徒と教員が協議し企画提案できる場
- ・学校運営に関して学校関係者や地域住民からの意見を聞ける場（学校運営協議会等）

以上

Ⅲ 検討組織

校則は、「生徒と教員が対話をしながら検討すべき」であるとの視点から、生徒を交えた検討組織あるいはワーキンググループにて、様々な視点から検討を進めることが望ましい。その観点で以下の方々に委員を委嘱したい。

1 制服等に関する検討委員会 委員

生徒指導部長

進路指導部長

CD 部長

特活部長

生徒会長・副会長

2 ワーキンググループ メンバー

生徒指導部担当

特活部生徒会担当

生徒会副会長、生徒有志

その他 学校長及び生徒会が指名する者

3 委嘱期間 令和3年4月22日～令和4年3月31日

4 答申及び校則の改正の手続き

検討委員会での協議結果を集約し、学校長に対して、「中間まとめ」を経て、最終報告（答申）を行う。学校長はその答申を踏まえて、校則の改正に着手する。

なお、その経緯は学校運営協議会に報告されるとともに、校則の改正にあたっては、令和3年度から設置される学校運営協議会でも承認を求めるものとする。